

令和6年(7)第37号 美浜原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する
抗告事件

抗告人 林広和ほか8名

相手方 関西電力株式会社

抗告審準備書面（13）

（相手方抗告審主張書面（3）に対する反論）

2025年6月27日

名古屋高等裁判所金沢支部御中

抗告人ら代理人 弁護士 河 合 弘 之

同 井 戸 謙 一

同 笠 原 一 浩

ほか

本書面では、相手方の抗告審主張書面（3）（具体的危険と深層防護の関係について）に対する反論を述べる。

目次

第1 深層防護は原発事故から人々を守るために不可欠	3
1 原発事故被害の甚大性	3
2 原発事故発生の不確かさ	5

3	これらへの対処として採用されたのが深層防護の考え方	5
4	原子力発電所では第1から第5の防護階層が不可欠	7
5	小括.....	8
第2	原発事故の発生を否定できないことを前提に制度設計がなされていること	8
1	相手方の主張は多くの事故リスクを野放しに	9
2	航空機事故の対策、船舶事故の対策は事故発生 of 具体的危険の主張・立証 がなされたものではないこと	10
(1)	船舶安全法.....	10
(2)	航空法	11
(3)	福島第一原発事故も同じ.....	11
3	事故の発生 of 可能性を前提に避難計画を議論すべき	12
(1)	更田豊志原子力規制委員会委員長（当時）	12
(2)	田中俊一原子力規制委員会委員長（当時）	12
(3)	小括.....	13
4	小括.....	13
第3	避難計画 of 不備を差止 of 根拠とする裁判例	14
1	水戸地裁判決.....	14
2	大津地裁決定	14
3	札幌地裁判決.....	15
4	仙台高裁判決.....	15
第4	「事故 of 発生を常に想定」しなければならない.....	17
第5	第1から第5 of 防護レベルが「相まって」原子力災害から国民 of 生命・身体 等 of 保護を図っていること	18
第6	原子力規制委員会 of 役割・能力 of 限界.....	19
第7	原子力災害 of みがオフサイト of 安全対策を義務付けていること	21

第1 深層防護は原発事故から人々を守るために不可欠

相手方は、深層防護の考え方は、あくまでも各防護レベルでの対策が十分な内容となることを目指すものにすぎず、「各防護レベルでの対策は、それらの対策を合わせることにより（前段階の対策と合わせることにより）初めて安全確保が図られるというものではない」旨を主張する（相手方の抗告審主張書面（3）6頁）。

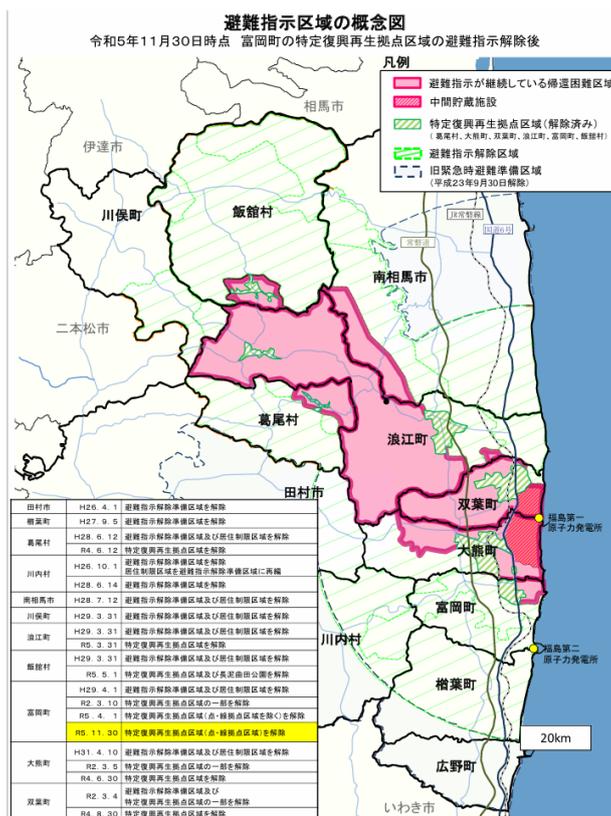
しかし、深層防護の考え方は、原発事故被害の甚大性と事故発生の不確かさに対する備えであり、原発事故から人々を守るためには不可欠とされている。以下述べる。

1 原発事故被害の甚大性

- (1) 福島第一原発事故による被害は、抗告審準備書面(1)、抗告審準備書面(2)等で述べてきたとおり、多様かつ深刻な被害を長期かつ広範囲に発生し続けているのである。
- (2) 福島第一原発事故から14年経過した現在、復興庁が把握しているだけでも避難者は2万7000人にもものぼり（甲305・2025年7月1日時点）、7市町村（ふたばまち双葉町、おおくままち大熊町、とみおかまち富岡町、なみえまち浪江町、かつらおむら葛尾村、いいたてむら飯館村、南相馬市）が帰還困難区域¹のままである（甲306）。

¹ 帰還困難区域とは、事故後5年を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域をいう。（内閣府・防災情報のページ「(1)警戒区域避難指示区域等の推移」）

帰還困難区域の境界にバリケードが設置され、人が立ち入ることができない。



(甲 3 0 6)

避難指示が解除されても町は元通りにならず、放射線の影響を恐れる若年世帯はほぼ戻らず、多くが高齢者である(甲 3 0 7)。居住者の年齢構成をみると、65歳以上の人が高齢化率の上昇が著しく、飯館村では事故前より高齢化率が26.5ポイント上昇し56.5%、浪江町では高齢化率が事故前より12ポイント上昇し、38.5%に達する(甲 3 0 7)。避難を続けざるを得ない避難者らは困窮し、家族はばらばらになり、築いてきた人とのつながりを断たれ、生きがいを失い、被曝による健康被害の問題はなんら解決されないなど生命、健康、生活、財産、生活に直結する被害が深刻に継続している。

全国各地に避難した避難者らは、被害回復を求めて、東電・国を被告として損害賠償請求訴訟を提起し、いまでも多数の訴訟が継続している。避難者

らは、避難を余儀なくされたことや避難生活継続による慰謝料とは別に、原発事故によって地域の自然環境、経済、文化、人々の一体性を引き裂かれたことを「ふるさと喪失」として主張し、仙台高裁2020年3月12日判決ではそれを明確に考慮した精神的損害が認められ（甲308・47頁、48頁）、最高裁で確定している（甲309）。

2 原発事故発生の不確かさ

このような甚大な被害をもたらす原発事故の要因は、原子炉施設の設計、施工の瑕疵、戦争やテロリズムその他の人的要因、地震、津波、火山噴火その他の自然現象など様々なものが考えられる。

このうち自然現象に限ってみても、我が国では防災対策等として自然現象に対する予測についての研究が行われているものの、福島第一原発事故の例を見れば明らかなように、最新の科学的知見によっても、本件原子炉運転期間内において、いついかなる自然災害がどのような規模で発生するかを確実に予測することはできないとされている。人や集団の意思又は不合理な行動に起因する人的要因に至っては猶更予測が困難である。

3 これらへの対処として採用されたのが深層防護の考え方

このような原発事故の被害の甚大性と事故発生の不確かさに対処するために、原発の安全性確保のために深層防護の考え方が採用されている。

- (1) すなわち、相手方提出の「原子力安全の基本的考え方について 第I編 別冊 深層防護の考え方 標準委員会 技術レポート」（2014年5月 一般社団法人日本原子力学会）（乙126）の「2.1 深層防護の概念」では、「深層防護の概念は原子力に特有のものではないが、原子力の利用においては炉心に大量の放射性物質を内蔵している原子炉施設のように、人と環境に対して大きなリスク源が内在し、かつどのようにリスクが顕在化するかの不確かさも大きいという化学プラントや航空機などと同様の特徴があること

から、不確かさに対処しつつ、リスクの顕在化を徹底的に防ぐために、深層防護の概念を適用することが有効と考えられている」ことが説明されている（乙126・本文2頁）。

つまり、原発は、事故を起こすと甚大な被害を招く上に、事故原因がどのように顕在化するかの不確かさ（すなわち、地震などの自然現象や人為的ミスがいつどこでどの規模で発生するか等を予測できない。）も大きいことから、不確かさに対処しつつ、リスクの顕在化を徹底的に防ぐために、深層防護の考え方が有効とされているのである。

(2) 同「2. 2 原子力安全のための深層防護」（乙126・本文2頁乃至4頁）には、

「ただし、原子力施設は放射性物質を内蔵しているので、他の産業などが有するのと同種の危険があるだけではなく、放射線影響という原子力固有のハザードが存在する。さらに、万一、大量の放射性物質が放出される事故が発生した場合には、広範囲かつ長期間、人と環境に深刻な影響を及ぼすという特徴を持っている。特に、原子炉施設の場合は、福島第一原子力発電所事故のように、放射性物質が大量に放出されてしまうと、周辺住民の放射線影響を防ぐための避難や居住制限などの施策によって、生活への影響が出るなど社会的な影響が大きい。このような原子力固有の特徴を踏まえて、放射性物質の放出を抑制し、放射線影響の顕在化を徹底的に防ぐため、原子力安全を確保する取り組みが必要である。」こと（乙126・本文2頁）

「原子力施設の場合、人と環境を防護するにあたって、放射線や放射性物質が制御されずに環境中に放出される原因にも、それらが人と環境に影響を与えるまでの種々の現象にも、人知が及ばない振る舞いが存在しうる。すなわち、人と環境に影響を与えるまでの諸現象や対策やその対策の効果には不確かさが存在するため、一つの対策のみでは完璧な対策とはなり得ない（形あるものは必ず壊れるし、思うように動かない、対処できないこ

ともある)。事前には充分と思われた対策でも思いがけない理由で失敗するかもしれないという不確かさの影響を考慮して、別の対策、次の防護レベルの対策と繰り返すことにより、人と環境に対する一連の防護策全体の実効性を高めることが必要となる。このように、一つの対策では防げないという不確かさを考慮して、放射線リスクから人と環境を護るための防護策全体の実効性（成功確率）を高めるために適用されるのが原子力安全のための深層防護の概念である。」こと（乙126・本文3頁）

「深層防護の考え方」は、不確かさに対する備えであり、原子力安全を確保する上で、想定外は存在するということ considering 事前に対策しておくために不可欠な考え方」であること（乙126・本文4頁）

とされている。

ここでも、原発事故の被害の甚大性と原発事故原因の不確実性を踏まえ、深層防護の考え方によって、不確実性に備えることで原発事故から人々を守る、つまり原発の安全性を確保することとされている。

4 原子力発電所では第1から第5の防護階層が不可欠

原子力発電所においては、深層防護の防護階層について、相手方も認めるとおり、第1から第5の防護階層が採用されている。

深層防護の防護階層の第1から第3層に加えて第4、第5の防護階層が必要とされた経緯について、乙126にも「少なくともTMI事故（引用者注：スリーマイル島事故）までは、この設計基準事象を厳格に運用することで十分な安全性が確保できると考えられていた。一方、現実世界で発生する事故（特にシビアアクシデント）には、設計基準事象で想定したシナリオを逸脱する、多重故障やヒューマンエラー（特にコミッションエラー）、外部事象が関与する場合がある。すなわち、定められた設計基準事象に対して備えるのみでは高い安全を達成するには充分ではない（現実の事故には完全には備えることはできない）と考えるべきである。」（乙126・3頁）とあり、設計

基準事象への対策に相当する第3層までの対策では原発事故から人々を守ることができない事態を経験し、第4層、第5層が不可欠とされたことが裏付けられている。

特に第5の防護階層が過去の原発事故の経験を経て不可欠とされたことについては、即時抗告理由書41頁以降で述べたとおりである。

以上のとおり、過去の原発事故の経験を経て、原発事故から人々を守るためには、第1から第5の防護階層がそれぞれ独立して有効に機能することが不可欠とされるようになったのである。

この点からも、第5の防護階層に不備、欠落があれば、原発事故から人々を守ることはできず、人格権侵害の具体的危険が認められる。

5 小括

以上のとおり、深層防護の考え方は、原発事故の被害の甚大性と原発事故原因の不確実性を踏まえて、原発事故から人々を守るために不可欠とされているのである。

そして、原発における深層防護は、第1から第5の防護階層から成り、各防護階層が独立して有効に機能することが求められる。

そうすると、第5の防護階層に不備、欠落がある場合には、原発事故から人々を守ることができず、人格権侵害の具体的危険が認められる。

第2 原発事故の発生を否定できないことを前提に制度設計がなされていること

相手方は、「具体的危険」が認められるためには、「事故の原因となる欠陥やその欠陥の存在によって本件発電所において放射性物質の異常放出を伴う事故が発生するまでの機序が具体的に問われるべきである」と主張する（相手方の抗告審主張書面（3）8頁）。

しかし、相手方の主張は、以下に述べるとおり誤りである。

1 相手方の主張は多くの事故リスクを野放しに

- (1) 相手方の上記主張は、深層防護の各防護階層の独立性を否定し、第1層から第5層までの各防護階層が軒並み機能しない場合にしか原発の運転を停止しない旨を表明するものである。
- (2) しかし、原発事故は国を崩壊しかねない危険性を有し（現に福島第一原発事故によって、同事故から14年経過しても、人々の生活は元に戻らず、人々の住めない区域を広範囲に残し、国土を失ったままである。）、かつ、事故原因には不確かさが存在するという特殊性を有する施設の事故から人々を守るという深層防護の考え方に照らすと、相手方の上記主張は狭きに失する。言い換えれば、相手方の主張は、運転停止の場合を極めて限定し、多くの事故リスクを野放しにし、人々を被ばくの危険に晒すものである。

相手方の主張によると、避難計画（第5の防護階層）に不備欠落があっても原発の運転停止をしないことになる。予期しない地震が本件原発を襲い、放射性物質放出事故が起きてしまえば、人々は為す術なく被ばくをし、生命、身体を危険に晒すことを強いられるのである。このような考え方は、とりもなおさず、福島第一原発事故前の考え方（第3層（設計基準事象）までの対策をしていれば足りる）に回帰してしまったものである。

福島第一原発事故を経た現在において、原発事故から人々を守るためには、上述のとおり、深層防護の考え方、すなわち第1から第5の防護階層が独立して有効に機能することが不可欠である。そうすると、少なくとも各防護階層のいずれかに不備又は欠落があれば、原発事故による被ばくから人々を守ることはできないのであり、人格権侵害の具体的危険が認められる。

以上のとおり、相手方の主張は、過去の原発事故の経験から、第1から第5の防護階層によって原発事故から人々を守るために不可欠とされるようになった深層防護の考え方（国際的に確立された基準であり、国内法令に

も取り入れられている。)に反している。

2 航空機事故の対策、船舶事故の対策は事故発生 of 具体的危険の主張・立証がなされたものではないこと

そもそも放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できるか否かと、そのような事故が発生する可能性の有無は別である。

ここでは船舶安全法、航空法について、仮処分命令申立書「第7章」「第1」「2」で詳述したが、補充して主張する。

(1) 船舶安全法

ア 船舶安全法は、その第2条において、13項目について国土交通省令等の定めるところによって施設することを義務付け、その第1条において、これらを施設しない船舶を航行の用に供することを禁じている。そして、その13項目の6番が「救命及び消防の設備」である。

小型船舶安全規則(昭和49年運輸省令第49号)は、第6章第1節(第46条～第57条の5)において、救命設備の要件として、救命いかだ、救命浮器、救命浮輪、救命胴衣、救命クッション、浮力補助具、自己発煙信号、火せん、信号紅炎、極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置の性能や仕様について詳細に定め、第2節(第58条～第58条の2)において、これらの救命設備の備付基準を定め、第3節(第59条～第63条の2)において積付方法を定め、第4節(第64条)において、救命設備の表示を義務付けている。

したがって、万が一の海難事故の際の救命設備を備え付けていない船舶は、法令上航行することが許されないのである。

イ 当該船舶が救命設備を使用する事故が、いつ何の原因によって発生するかを事前に明らかにすることは困難である。しかし、過去の事故の経験か

ら、どれだけ船舶本体の安全性を高めても、そのような事故が発生する可能性を否定できないことから、事故が起きることを前提として救命設備の備え付けを義務付けているのである。

(2) 航空法

ア 航空法は、「航空機は有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。」(第11条第1項)と定めている。「耐空証明」とは、国土交通大臣が、当該航空機が、①国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準、②国土交通省令で定める騒音の基準、③国土交通省令で定める発動機の排出物の基準に適合することを認めたときに発するものである(同法第10条第4項)。

上記①の国土交通省令で定める基準とは、航空法施行規則第14条、附属書第一であり、この4-6-2には、「航空機は、非常着陸の際に、航空機内にある者がすみやかに脱出できるような設備を有するものでなければならない。」と定められている。この設備は、いわゆる非常脱出用スライドのことである。

したがって、非常脱出用スライドを備えていない航空機は、法令上、航空の用に供することができない。

イ 当該航空機が非常脱出用スライドを使用する事故が、いつ何の原因によって発生するかを事前に明らかにすることは困難である。しかし、過去の事故の経験から、どれだけ航空機本体の安全性を高めても、そのような事故が発生する可能性を否定できないことから、事故が起きることを前提として非常脱出用スライドの備え付けを義務付けているのである。

(3) 福島第一原発事故も同じ

福島第一原発事故も同じである。2011年3月11日の地震と津波を原因とする全電源の喪失、炉心の溶融、水素爆発、放射性物質の放出等を具体的に予見した人は皆無である。しかし事故は実際に起きたのである。科

学と人知、とりわけ地震などの自然現象の予測に限界がある以上、想定外は常に起きうるのである。それが福島第一原発事故の最大の教訓である。

3 事故の発生の可能性を前提に避難計画を議論すべき

放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できるか否かにかかわらず、事故の発生の可能性があることを前提に避難計画を議論すべきである。以下述べる。

(1) 更田豊志原子力規制委員会委員長（当時）

第204回国会原子力問題調査特別委員会第3号（2021年（令和3年）4月8日）において更田豊志政府特別補佐人（当時原子力規制委員会委員長）が「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本であります。[中略]これと一緒にたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいだろうという考えに陥ってしまう危険もあります。また、防災計画というのは地域の実情に応じて策定されるべきものでありますので、プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかりと策定するという責任というのは独立して考えるべきという性格を持っているものというふうに認識をしております」と答弁している（甲314・5頁、6頁）。

「防災を考える場合は、大規模な事故を起きるものとして考えることが基本であり、適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきではないというのが規制委員会の立場である」と答弁している（甲314・14頁）。

(2) 田中俊一原子力規制委員会委員長（当時）

2014年3月26日の原子力規制委員会委員長の定例会見において、記者からの質問に対して「新しい規制基準、現行の規制基準に適合している」

かどうかだけを判断しているのであって、絶対安全という意味で安全ということを言われるのであれば、私どもは否定しています」(甲315・4頁)と述べ、基準適合判断のみをして、安全か否かの判断はしていない旨を回答している。

(3) 小括

以上のとおり、原子力規制委員会は、基準適合性だけを判断し、基準適合炉の事故発生の可能性は否定されていない。

したがって、抗告人らが放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できるか否かにかかわらず、事故の発生の可能性があることを前提に避難計画を議論すべきである。

4 小括

第1から第4の防護階層の審査を担当した原子力規制委員会が「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考える」、「適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきではない」と判断しているのであるから、抗告人らによる事故発生の具体的危険の主張・立証の有無にかかわらず、裁判所は事故の発生を否定できないのである。

事故発生の具体的危険の主張・立証に成功した時のみ避難計画の不備を判断し、成功しない時は避難計画の不備を判断するまでもないという考え方は、結局のところ、「事故は発生しないので、事故が起きた場合の法制度については司法審査しない」と宣言しているのと同義である。これは第5の防護階層の否定である。このような考え方(事故発生の具体的危険の主張・立証に成功しない時は避難計画の不備を判断するまでもないという考え方)は、福島第一原発事故の教訓に基づき第1から第5の防護階層による深層防護を取り入れた国内法令(詳細は仮処分命令申立書「第4章」「第4」「4」)に反するものである。

第3 避難計画の不備を差止の根拠とする裁判例

抗告人らの主張する考えは、水戸地判2021（令和3）年3月18日（東海第二原発）や、札幌地判2022（令和4）年5月31日（泊原発）のほか、大津地決2016（平成28）年3月9日（高浜原発）、仙台高判2024（令和6）年11月27日（女川原発）など、高裁を含む複数の裁判例で採用されている考え方である。

1 水戸地裁判決

まず、2021年（令和3年）水戸地判は、原発が他の科学とは質的に異なる特性を有していること、自然現象の予測が困難で絶対的安全を確保できないこと、そのために深層防護の考え方が採用されていることを根拠として、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、原発が安全であるということはできず、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的危険があると判示した（甲310・253～257頁、722～723頁）。

2 大津地裁決定

2016年（平成28年）大津地裁決定は、「避難計画は債務者（※電力事業者）の義務として直接に問われるべき義務ではないものの、福島第一原子力発電所事故を経験した我が国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さとその避難に大きな混乱が生じたことを知悉している。安全確保対策としてその不安に応えるためにも、…（略）…国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に、過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか。このような状況を踏まえるならば、債務者には、万一の事故発生時の責任は誰が負うのかを明瞭にするとともに、新規制基準を満たせば十分とするだけでなく、その外縁を構成す

る避難計画を含んだ安全確保対策にも意を払う必要がある」と判示した（甲311・52～53頁）。

福島第一原発事故直後のこのような危機意識を、裁判所は忘れていないか、わが身に問うていただきたい。

3 札幌地裁判決

2022年（令和4年）札幌地判も、「⑤防災計画の適否」を含めて、「これらは、いずれも、原子力規制委員会が定める安全性の基準等に関連し（…（略）…⑤は原子力災害対策指針に関連する。）、本件各原子炉を運転するためには、その全てについて上記基準等に係る安全性の要請を満たす必要があるのであって、いずれか1つの点においてでも安全性に欠ける場合には、そのことのみをもって、人格権侵害のおそれが認められることになる。」と判示している（甲312・18～19頁）。

4 仙台高裁判決

さらに、2024年（令和6年）仙台高判は、まず、深層防護について、「一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持ったいくつかの障壁（防護レベル）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するという概念である。災害等に対するある一つの対策が完璧に機能するのであれば、対策はそれだけで十分なはずである。しかし、これら対策はある想定に基づいて考えられるものであり、その想定から抜け落ちている事項や人知が及ばないような事項が存在することは否定できない。そのため、事前に十分と思われた対策でも思いがけない事由で失敗するかもしれないという不確かさの影響を考慮して、別の対策を次の防護レベルの対策として繰り返すことにより、一連の防護策全体の実効性を高めようとするのが深層防護の概念である」と適切に判示する（甲318・4～5頁）。

このような深層防護の概念は、「原子力安全に特有のものではないが、原子

力の利用においては、炉心に大量の放射性物質を内蔵している原子炉施設のように、人と環境に対して大きなリスク源が内在し、かつ、どのようにリスクが顕在化するか不確かさも大きいという特徴があることから、不確かさに対応しつつ、リスクの顕在化を徹底的に防ぐために、深層防護の概念を適用することが有効と考えられている。」(甲318・5頁)

「このように、原子力安全のための深層防護は、事前には十分と思われた対策でも思いがけない理由で失敗するかもしれない、一つの対策だけではリスクの顕在化を防ぐことができないという不確かさの影響を考慮して、放射線リスクから人と環境を護るための防護策全体の実効性(成功確率)を高めるために適用されるものである。」(甲318・5頁)。ここで引用されている甲A35号証という証拠は、乙126号証である。

「そして、それぞれ目標を持った上記第1層から第5層までの5つの防護レベルで最善が尽くされることにより、初めて全体としての効果が期待されるものであって、他の防護レベルに依存して対策を考えるべきものではないという独立性が必要とされる。」(甲318・5～6頁)

次に、2024年(令和6年)仙台高判は、深層防護の徹底(とりわけ避難計画の不備)と人格権侵害の具体的危険との関係について、原発が「他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらす危険性を有する極めて特異な施設である」こと、「このような危険性(リスク)の顕在化を防ぐために、規制法において、原子炉施設の設置、運転等の安全性確保に係る定めを設け、災害対策基本法や原災法において、災害対策に係る定めを設けて」いること、これらの定めを照らすと、「住民の避難等の防護措置が、上記法の定め等に基づき適切に講じられていないときは、その内容は当該地方公共団体の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと評価されるにとどまらず、原子炉施設の有する危険が顕在化する蓋然性が高く、生命・身体に係る人格権侵害が違法に侵害される具体的危険があると事実上推定されると考えられる」と判示した(甲318・17～18頁)。

このように、抗告人らの主張は、独自の見解ではなく、多数の裁判例でも同様の考え方に立って採用されているものである。

第4 「事故の発生を常に想定」しなければならない

- 1 相手方は、大阪地裁平成5年12月24日判決によれば、「具体的危険」は、人格権侵害による被害の危険の切迫性の要件の中で論じられていることから、「具体的危険」は人格権を侵害するような放射性物質の異常放出を伴う重大事故が差し迫っている（「切迫」している）場合に認められると主張する（相手方の抗告審主張書面（3）9頁）。
- 2 しかし、福島第一原発事故を経験し、そのような深刻な事故を二度と起こさないことを教訓とする日本において、仮に、東北地方太平洋沖地震が発生する前に福島第一原発の差止訴訟が提起されたとして、差止めが認められないような法解釈は採用できないことは言うまでもない。

東北地方太平洋沖地震発生の前年である2010年版の地震調査研究推進本部による確率論的地震動評価地図において、「今後30年以内に震度6強²以上の地震が発生する確率」は、福島第一原発において0%～0.1%とされていた（甲316）。

これに照らせば、相手方の主張するような「切迫」性を人格権侵害の具体的危険の要件としてしまうと、福島第一原発事故の発生を止めることはできないのであり、福島第一原発事故を経験した現行法制の下では許されない。

福島第一原発事故を受けて制定された原子力規制委員会設置法は、1条で「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」という認識に立って、確立された国際的な基準を

² 東北地方太平洋沖地震によって、福島第一原発事故のまたがる大熊町及び双葉町は震度6強が観測された。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/587226.pdf>)

踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し…、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」(同法1条)と規定する。

原発事故から人々を守るために、法律が「事故の発生を常に想定」することを求めているのであるから、裁判所においては、「事故の発生を常に想定」し、すなわち第3層までの防護階層(設計基準事象への対策)が破られることを常に想定して、避難計画(第5層の防護階層)が独立して有効に機能するかをチェックしなければならない。

第5 第1から第5の防護レベルが「相まって」原子力災害から国民の生命・身体等の保護を図っていること

- 1 相手方の抗告審主張書面(3)の10頁「(3) 抗告人らの主張が原子炉等規制法並びに災対法及び原災法の定めに整合しないことについて」における主張は判然としないが、善解すると、次のとおり解される。すなわち、相手方の主張は、設置許可基準規則が「災害の防止上支障がないもの」として定められた基準であり、本件原発は設置許可基準規則に適合することが確認された発電所であるから、本件原発は「災害の防止上支障がない」原発である(相手方の抗告審主張書面(3)10頁)。それにもかかわらず、抗告人らの主張によれば「災害の防止上支障がない」原発において原子力災害の「具体的危険」が認められるというものであって、背理である。(同10頁、11頁)
- 2 しかし、相手方の主張は、現行法制度を理解しないものであって、誤りである。すなわち、原子力規制委員会の「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(令和4年12月14日改訂)によれば、IAEAが示す深層防護のうち、第1から第4の防護レベルまでに関する事項については設置許可基準規則で規定され(乙29・66頁)、第5の防護レベルに関する事項

については災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって規定されている（乙29・69頁）。これは、設置許可基準規則（第1から第4の防護レベル）に適合する原発であっても、原発事故を起こす可能性を否定できないことを前提とした法制度である。つまり、「災害の防止上支障がない」原発であっても、原子力災害の「具体的危険」が認められるのである。原告人らの主張は、福島第一原発事故の反省を踏まえて改定された現行法制度に基づくものであり、何ら背理ではない。

第1から第5の防護レベルを法制度に規定していることは、原子力災害対策特別措置法1条が「原子力災害対策特別措置法が定める原子力災害に関する事項についての特別の措置」と「原子炉等規制法や災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律が定める各措置」とが「相まって」（＝相乗効果を発揮することで）、原子力災害から国民の生命・身体等の保護を図ると規定しているとおりである。

むしろ相手方の主張は、現行法制度を理解しておらず、誤りである。

第6 原子力規制委員会の役割・能力の限界

- 1 相手方は、第5の防護レベル（避難計画を含む緊急時対応）の存在は、原発を運転するための許認可の条件とされておらず、仮に原子力事業者防災業務計画が十分でない場合でも、原子力規制委員会からの修正の命令に違反しない限り原発の運転停止が求められるものではないから、法制度上も第5の防護レベルの不備それ自体が直ちに放射性物質の異常放出や周辺住民の人格権侵害の具体的危険の存在を意味するものではないと主張する（相手方の主張書面（3）11頁）。
- 2 しかし、オンサイト（原発敷地内）対策とオフサイト（原発敷地外）対策が一元化されなかった理由は、原子力規制委員会の役割・能力の限界にある。すなわち、第180回国会参議院環境委員会で、当時の細野豪志環境大臣

は、次のとおり答弁している。

「政府が提出しておりました原子力規制庁では、オンサイトとオフサイトを一元的な組織で一まとめにしていくことを考えておりました。それがなぜ衆議院の方では分ける形になったのかというと、一つそこは明確な理由がございます。それは、オンサイトについて判断をする組織としては、行政庁の外局としての組織よりは三条委員会の方がいいだろうというご判断を国会としては、衆議院の方ではされたわけです。そうやってまいりますと、三条委員会で独立性が非常に高くなりますから、例えば大臣や政務の人間がそこに関与するということは、これは実質的にはできないということになるわけです。そのために三条委員会ということですから。そうやってまいりますと、例えば、先ほど少し話をしましたような大きな災害が発生をして実際に避難をしていただくときに警察に指示を出すであるとか、そのときに、例えばヨウ素剤を配るときに例えば医学的な問題も含めてきちっと対応するであるとか、もう本当に政府を挙げての対応が必要になり、そこはまさに政府そのものが関与する必要があるわけですが、それがなかなか原子力規制委員会の中だけでは難しいのではないかという懸念が出てきたわけです。そこで、内閣全体で対応する組織として原子力防災会議というのをつくっていただいて、そこでオフサイトのことについて対応するという、そういう体制をつくることとなりました。」（甲 3 1 7・第 1 8 0 回国会参議院環境委員会第 6 号平成 2 4 年 6 月 1 8 日議事録。下線部は引用者による。）

つまり、オンサイト上の安全対策とオフサイト上の安全対策が区別して規定されているのは、単にその安全対策を実施する主体の役割や能力の違い、すなわち原子力規制委員会の能力の限界に基づくものである。この区別は、重要度の優劣を意味しないのである。

第7 原子力災害のみがオフサイトの安全対策を義務付けていること

- 1 相手方は、石油コンビナート等災害についても、災対法の個別法である石油コンビナート等災害防止法が制定されており、原子力災害についてのみしか個別法が定められていないかのように述べる抗告人らの主張は誤りであると主張する（相手方の主張書面（3）11頁）。
- 2 しかし、石油コンビナート等災害防止法においては、原子力災害対策のような住民らの行動（およそ5km圏（PAZ）又は30km圏（UPZ）における人々の避難、屋内退避、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布・服用、甲状腺モニタリングなど）についての規定はない。

石油コンビナート等災害防止法との比較からも、原子力災害は、少なくともおよそ30km圏（UPZ圏）の人々が、生活の本拠を奪われ、県市町村を超えて避難を強いられ、被ばく量の検査などによって被ばくによる健康影響を懸念しなければならない特殊な災害であることが浮き彫りになる。

以上